

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	標準処理期間
◎危機管理室				
1	利用の許可	上野原市上野原中部地区防災支援センター条例	第4条(第8条第2項において読み替える場合を含む。)	1日
2	使用料の減免	上野原市上野原中部地区防災支援センター条例	第6条ただし書	3日
3	使用料の還付承認	上野原市上野原中部地区防災支援センター条例施行規則	第5条ただし書	3日
◎総務部 総務課				
4	開示の決定	上野原市情報公開条例	第9条	開示請求があった日から15日以内(第10条)
5	開示請求の決定	上野原市個人情報保護条例	第18条	開示請求があった日から14日以内(保有特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30日以内)(第19条)
6	訂正請求の決定	上野原市個人情報保護条例	第29条	訂正請求があった日から14日以内(保有特定個人情報に係る訂正決定等にあつては、30日以内)(第30条)
7	利用停止請求の決定	上野原市個人情報保護条例	第36条	利用停止請求があった日から14日以内(保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。))に係る利用停止決定等にあつては、30日以内)(第37条)
8	利用の許可	上野原市甲東コミュニティーセンター条例	第5条	1日
9	使用料の減免	上野原市甲東コミュニティーセンター条例	第8条	3日
10	利用の許可	上野原市島田コミュニティーセンター条例	第4条(第10条において読み替える場合を含む。)	1日
11	利用の許可	上野原市東大野集会施設条例	第4条	1日
12	使用料の減免	上野原市役所蔵出張所会議室使用料条例	第2条ただし書	3日
13	使用料の減免	上野原市役所大鶴出張所会議室使用料条例	第2条ただし書	3日
14	利用の許可	上野原市役所大鶴出張所会議室使用料条例施行規則	第2条	1日
15	手数料の減免	上野原市手数料条例	第8条	3日
◎総務部 財政経営課				
16	行商等の許可	上野原市庁舎管理規則	第9条第1項	5日
17	利用の許可	上野原市甲東ふれあい広場及び甲東ふれあいセンター条例	第4条(第8条第2項において読み替える場合を含む。)	1日
18	使用の許可及び変更許可	上野原市中央防災公園条例	第5条第1項及び第3項	1日
19	使用料の減免	上野原市中央防災公園条例	第8条第2項	3日
20	使用料の還付承認	上野原市中央防災公園条例	第9条ただし書	3日
21	使用料の減免	上野原市行政財産使用料条例	第4条	3日
22	使用料の還付承認	上野原市行政財産使用料条例	第6条ただし書	3日
23	延滞金の減免	上野原市諸収入督促手数料及び延滞金徴収に関する条例	第6条	15日

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	標準処理期間
◎市民部 市民課				
24	使用料の減免	上野原市役所秋山支所会議室使用料条例	第2条ただし書	3日
25	利用の許可	上野原市役所秋山支所会議室使用料条例 施行規則	第2条	1日
26	出産育児一時金の支給	上野原市国民健康保険条例	第4条第1項	30日
27	葬祭費の支給	上野原市国民健康保険条例	第5条第1項	30日
◎市民部 生活環境課				
28	手数料等の減免	上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例	第16条第4項	15日
29	許可証の再交付	上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例施行規則	第10条第2項	5日
30	利用の許可	上野原市葬斎場条例	第4条第1項	1日
31	使用料の減免	上野原市葬斎場条例	第7条	3日
32	使用料の還付承認	上野原市葬斎場条例	第8条ただし書	3日
33	利用の許可	上野原市墓地条例	第4条第1項	1日
34	使用料の減免	上野原市墓地条例	第5条第1項ただし 書	3日
35	使用料の還付承認	上野原市墓地条例	第5条第2項ただし 書	3日
36	目的外利用の承認	上野原市墓地条例	第6条ただし書	5日
37	利用許可証の再交付	上野原市墓地条例施行規則	第8条	1日
38	事業の許可	上野原市土砂等による土地の埋立て等の 規制に関する条例	第8条	申請書を受理した日から起 算して6週間(上野原市土 砂等による土地の埋立て 等の規制に関する条例施 行規則第7条)
39	変更の許可	上野原市土砂等による土地の埋立て等の 規制に関する条例	第9条第1項	申請書を受理した日から起 算して6週間(上野原市土 砂等による土地の埋立て 等の規制に関する条例施 行規則第7条)
40	期間の延長許可	上野原市下水道条例	第3条第2項	15日
41	排水設備等の計画の確認及び変更確認	上野原市下水道条例	第5条	30日
42	責任技術者証の交付及び再交付等	上野原市下水道条例	第6条の9第1項及び 第4項	30日
43	指定工事店証の交付及び再交付等	上野原市下水道条例	第6条の10第1項及 び第4項	30日
44	排水設備等の工事の検査済証の交付	上野原市下水道条例	第7条第2項	30日
45	既設排水施設の認定	上野原市下水道条例	第8条	15日
46	占用の許可及び変更許可	上野原市下水道条例	第25条	15日
47	暗渠の使用に係る調査	上野原市下水道条例	第25条の2第1項	15日
48	暗渠の使用の許可及び変更許可	上野原市下水道条例	第25条の3第1項	15日
49	使用期間の更新	上野原市下水道条例	第25条の7第2項	15日
50	使用料等の減免	上野原市下水道条例	第30条	15日
51	処理区域外の使用の許可	上野原市下水道条例	第31条第1項	15日
52	負担金等の還付承認	上野原市下水道事業受益者負担金等に關 する条例	第6条第6項ただし 書	15日

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	標準処理期間
53	負担金等の徴収猶予	上野原市下水道事業受益者負担金等に関する条例	第7条	15日
54	負担金等の減免	上野原市下水道事業受益者負担金等に関する条例	第9条	15日
55	督促手数料等の減免	上野原市下水道事業受益者負担金等に関する条例	第13条	15日
56	指定の更新	上野原市指定給水装置工事事業者規則	第5条の2第1項	15日
57	指定工事事業者証の交付及び再交付	上野原市指定給水装置工事事業者規則	第6条第1項及び第4項	30日
58	料金及び手数料の減免	上野原市上野原簡易水道事業給水条例	第20条	15日
59	給水装置の新設等の承認	上野原市秋山簡易水道事業給水条例	第6条	30日
60	加入負担金の還付承認	上野原市秋山簡易水道事業給水条例	第7条第4項ただし書	15日
61	設計審査及び工事検査	上野原市秋山簡易水道事業給水条例	第9条第2項	30日
62	料金、手数料等の減免	上野原市秋山簡易水道事業給水条例	第31条	15日
63	給水装置の新設等の承認	上野原市仲間川簡易水道事業給水条例	第6条	30日
64	加入負担金の還付承認	上野原市仲間川簡易水道事業給水条例	第7条第3項ただし書	15日
65	設計審査及び工事検査	上野原市仲間川簡易水道事業給水条例	第9条第2項	30日
66	料金及び手数料等の減免	上野原市仲間川簡易水道事業給水条例	第31条	15日
◎税務課 資産税担当				
67	証明書の交付	上野原市原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗用標識の貸与に関する規則	第5条	15日
◎福祉保健部 福祉課				
68	基準該当障害福祉サービスの登録	上野原市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則	第3条	15日
69	受給者証の交付	上野原市重度心身障害者医療費助成条例	第6条	30日
70	医療費の助成	上野原市重度心身障害者医療費助成条例	第8条第1項	30日
71	受給者証の再交付	上野原市重度心身障害者医療費助成条例施行規則	第4条第1項	5日
72	受給者証の更新	上野原市重度心身障害者医療費助成条例施行規則	第5条第1項	5日
73	工事の完了検査	山梨県障害者幸住条例	第24条第2項及び第3項	30日
◎福祉保健部 子育て保健課				
74	負担金の免除	上野原市立保育所等延長保育実施規則	第11条	15日
75	負担金の免除	上野原市立保育所等一時保育実施規則	第10条	15日
76	負担額の減免	上野原市特定教育・保育に係る利用者負担額を定める条例	第4条	15日
77	受給者証の交付	上野原市子ども医療費助成に関する条例	第5条	30日
78	医療費の助成	上野原市子ども医療費助成に関する条例	第7条第3項	30日
79	受給者証の再交付	上野原市子ども医療費助成に関する条例施行規則	第6条第1項	5日
80	受給者証の交付及び再交付	上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例	第6条	30日
81	医療費の助成	上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例	第8条第3項	30日
82	支給の決定	上野原市出産奨励祝金の支給に関する条例	第6条	30日
◎福祉保健部 長寿介護課				
83	利用の許可	上野原市総合福祉センター条例	第8条	1日
84	使用料の減免	上野原市総合福祉センター条例	第10条第2項	3日

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	標準処理期間
85	使用料の還付承認	上野原市総合福祉センター条例	第10条第3項ただし書	3日
86	利用の許可	上野原市老人福祉センター条例	第8条第1項	15日
87	利用料金の減免	上野原市老人福祉センター条例	第10条第2項	15日
88	利用料金の還付承認	上野原市老人福祉センター条例	第10条第3項ただし書	3日
89	保険料の徴収猶予	上野原市介護保険条例	第8条第1項	15日
90	保険料の減免	上野原市介護保険条例	第9条第1項	3日
91	基準該当居宅サービス事業者に係る登録	上野原市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則	第7条第1項	30日
92	基準該当居宅介護支援事業者に係る登録	上野原市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則	第8条第1項	30日
◎建設産業部 産業振興課				
93	分担金の減免	上野原市土地改良事業及び山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例	第6条	15日
94	分担金の減免	上野原市山村振興対策事業分担金徴収条例	第5条	15日
95	使用の許可	上野原市農産物加工施設条例	第5条第1項(第11条第3項において読み替える場合を含む。)	1日
96	使用料の減免	上野原市農産物加工施設条例	第7条第2項	3日
97	使用料の還付承認	上野原市農産物加工施設条例	第7条第3項ただし書	3日
98	利用の許可	上野原市集落農業構造改善事業共同堆肥製造施設及び農業構造改善センター条例	第5条	1日
99	使用料の減免	上野原市集落農業構造改善事業共同堆肥製造施設及び農業構造改善センター条例	第7条第2項	3日
100	利用の許可	上野原市多目的集会施設条例	第5条	1日
101	使用料の減免	上野原市多目的集会施設条例	第7条第2項ただし書	3日
102	使用料の還付承認	上野原市多目的集会施設条例	第8条ただし書	3日
103	利用の許可	上野原市第三期山村振興農林漁業対策事業多目的集会施設条例	第5条	1日
104	使用料の減免	上野原市第三期山村振興農林漁業対策事業多目的集会施設条例	第7条第2項	3日
105	利用の許可	上野原市農村集落多目的共同利用施設条例	第7条	1日
106	使用料の減免	上野原市農村集落多目的共同利用施設条例	第10条	3日
107	利用の許可	上野原市ふるさと長寿館条例	第5条第1項	1日
108	使用料の還付承認	上野原市農村集落多目的共同利用施設条例施行規則	第5条ただし書	3日
109	利用の許可	上野原市井戸農業ふれあいの家条例	第5条	1日
110	使用料の減免	上野原市井戸農業ふれあいの家条例	第7条第2項	3日
111	利用の許可	上野原市羽置の里びりゅう館条例	第6条第1項	1日
112	使用料の減免	上野原市羽置の里びりゅう館条例	第8条第2項	3日
113	使用料の還付承認	上野原市羽置の里びりゅう館条例	第8条第3項ただし書	3日
114	利用の許可	上野原市農村公園緑地施設条例	第4条	1日
115	利用の許可	上野原市体験農園施設条例	第5条	1日
116	使用料の減免	上野原市体験農園施設条例	第7条第2項	3日

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	標準処理期間
117	使用料の還付承認	上野原市体験農園施設条例	第7条第3項ただし書	3日
118	分担金の減免	上野原市林道事業分担金条例	第5条	3日
119	利用の許可	上野原市森林総合利用施設条例	第5条第1項	1日
120	利用の許可	上野原市新林業構造改善事業集会施設条例	第5条	1日
121	使用料の減免	上野原市新林業構造改善事業集会施設条例	第7条第2項	3日
122	利用の許可	上野原市林業環境施設条例	第5条	1日
123	使用料の減免	上野原市林業環境施設条例	第7条第2項	3日
124	使用料の還付承認	上野原市林業環境施設条例	第8条ただし書	3日
125	奨励金の交付	上野原市工場設置奨励条例	第4条第1項	30日
126	ホーム利用登録証の交付	上野原市勤労青少年ホーム条例	第5条第2項	15日
127	利用の許可	上野原市勤労青少年ホーム条例	第6条	1日
128	使用料の還付承認	上野原市勤労青少年ホーム条例	第10条	3日
129	利用の許可	上野原市緑地等利用施設条例	第4条(第12条第3項において読み替える場合を含む。)	1日
130	使用料の減免	上野原市緑地等利用施設条例	第6条ただし書	3日
131	使用料の返還承認	上野原市緑地等利用施設条例	第7条ただし書	3日
132	行為の許可及び変更許可	上野原市緑地等利用施設条例	第8条第1項(第12条第3項において読み替える場合を含む。)	5日
133	利用の許可及び変更許可	上野原市釣場条例	第7条第1項	1日
134	使用の許可	上野原市地域活性化施設条例	第6条第1項	1日
135	使用料の減免	上野原市地域活性化施設条例	第9条第2項	3日
136	使用料の還付承認	上野原市地域活性化施設条例	第10条ただし書	3日
◎建設産業部 建設課				
137	特例による許可及び変更許可	上野原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	第11条	5日
138	行為の許可	上野原市風致地区条例	第2条第1項	5日
139	特別工業地区内の特例建築の許可	上野原市特別工業地区建築条例	第3条第1項ただし書	30日
140	景観形成活動団体の認定	上野原市景観条例	第25条第3項	30日
141	使用の許可	上野原駅南口駅前広場条例	第6条第1項	7日
142	使用料の減免	上野原駅南口駅前広場条例	第9条第2項	7日
143	使用料の還付承認	上野原駅南口駅前広場条例	第10条ただし書	7日
144	権利の譲渡等の許可	上野原市道路占用規則	第12条	15日
145	占用料の減免	上野原市道路占用料徴収条例	第3条	15日
146	占用料の還付承認	上野原市道路占用料徴収条例	第5条	15日
147	占用等の許可及び変更許可	上野原市法定外公共物の管理、占用及び採取に関する条例	第4条第1項	15日
148	許可期間の延長	上野原市法定外公共物の管理、占用及び採取に関する条例	第6条	5日
149	占用許可の内容の変更の許可	上野原市法定外公共物の管理、占用及び採取に関する条例	第7条第1項	5日

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	標準処理期間
150	権利の譲渡等の承認	上野原市法定外公共物の管理、占用及び採取に関する条例	第9条	15日
151	占用料等の減免	上野原市法定外公共物の管理、占用及び採取に関する条例	第13条	15日
152	占用料等の還付承認	上野原市法定外公共物の管理、占用及び採取に関する条例	第15条ただし書	15日
153	行為の許可及び変更許可	上野原市公園条例	第4条第1項及び第3項	5日
154	入居者の決定	上野原市営住宅条例	第8条第2項	30日
155	家賃の減免又は徴収猶予	上野原市営住宅条例	第16条(第29条第3項、第31条第3項及び第49条において準用する場合を含む。)	15日
156	社会福祉法人等に対する使用許可	上野原市営住宅条例	第41条第1項	30日
157	みなし特定公共賃貸住宅としての使用許可	上野原市営住宅条例	第46条	30日
◎教育委員会 学校教育課				
158	スクールバス使用の許可	上野原市スクールバス管理規則	第5条第1項	1日
◎教育委員会 社会教育課				
159	利用の許可及び変更許可	上野原市文化ホール条例	第5条第1項	1日
160	使用料の減免	上野原市文化ホール条例	第7条第3項	3日
161	使用料の還付承認	上野原市文化ホール条例	第8条ただし書	3日
162	施設等の変更の許可	上野原市文化ホール条例	第11条ただし書	5日
163	行為の許可	上野原市文化ホール条例	第15条ただし書	5日
164	利用の許可	上野原市学校施設及び公民館使用に関する使用料条例	第2条	1日
165	使用料の減免	上野原市学校施設及び公民館使用に関する使用料条例	第3条第1項ただし書	3日
166	利用カードの交付	上野原市立図書館条例施行規則	第9条第1項	1日
167	団体等の利用カードの交付	上野原市立図書館条例施行規則	第13条第2項	1日
168	図書館資料複写の許可	上野原市立図書館条例施行規則	第18条第1項	1日
169	観覧料の減免	上野原市民俗資料館条例	第5条ただし書	3日
170	利用の許可	上野原市営運動施設条例	第3条	1日
171	使用料の減免	上野原市営運動施設条例	第6条ただし書	3日
172	使用料の還付承認	上野原市営運動施設条例	第7条ただし書	3日
173	専用の許可	上野原市立上野原スポーツプラザ市民プール条例施行規則	第6条	1日
174	利用の許可	上野原市立ゆずりはら青少年自然の里条例	第7条	1日
175	使用料の減免及び還付承認	上野原市立ゆずりはら青少年自然の里条例	第8条第2項及び第3項ただし書	3日
176	利用の許可	上野原市学校施設の開放に関する規則	第6条	1日
177	市指定有形文化財の現状変更の許可	上野原市文化財保護条例	第14条第1項	30日
178	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更の許可	上野原市文化財保護条例	第38条第1項	30日
179	現状変更等の許可(金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取りに係るもの)	山梨県文化財保護条例	第14条第1項	30日

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	標準処理期間
180	現状変更等の許可〔小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築に係るもの〕〔工作物(建築物及び電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物を除く。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕に係るもの(土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない行為に係るものに限る。)]〔県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修に係るもの〕〔電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修に係るもの〕〔建築物その他の工作物の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物その他の工作物に係るものに限る。)]に係るもの〕〔木竹の伐採(名勝又は天然記念物の県の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)]に係るもの〕〔県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取に係るもの〕	山梨県文化財保護条例	第35条第1項	30日
◎消防本部 消防総務課				
181	喫煙等の承認	上野原市火災予防条例	第23条第1項ただし書	5日
182	タンクの水張検査等の申出	上野原市火災予防条例	第47条	5日
◎議会事務局				
183	手数料の減免	上野原市固定資産評価審査委員会条例	第11条第1項	5日